

「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン）（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）（抜粋）

## 附 則

第2条 この通知の変更による指導に基づく農協の非常勤の女性役員枠の設置については、短期的に女性役員の登用を促進する観点から、次の各号の要件のすべてを満たす場合には、平成24年度に開催される通常総会までに限り、1-1-3（3）の①の規定は適用しないものとする。

- 一 当該農協において、男女共同参画に関する数値目標（正組合員に占める女性の割合、総代に占める女性の割合及び役員における女性役員数等）及びその達成のための具体策を策定していること。
- 二 当該農協の理事会の開催頻度及び役員の出席率が低下しないこと。
- 三 女性役員枠の設置による役員の定数変更に係る定款変更であることを総会等にて明示するとともに、定款変更理由で明記すること。

## 1 組合の組織

### 1-1 組合の設立、定款変更及び解散

組合の設立、定款変更及び解散の認可に係る手続は、以下によるものとする。

#### 1-1-3 留意事項

(3) 理事及び経営管理委員の定数に係る取扱い

理事及び経営管理委員の定数に関する定款の審査については、以下の方針によるものとする。

##### ① 非常勤理事数について

ア) 非常勤理事を増加させることは理事会の開催を困難なものとし、開催頻度が低下する可能性が高いので、好ましくないものと考えられる。

イ) このため、非常勤理事数を増加させようとする組合については、定款変更を認可せず経営管理委員会制度を導入するよう指導するものとする。